



各都道府県・市町村介護保険担当者各位

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故については、繰り返し御連絡しているところですが、今般、標記について消費者庁が公表した重大製品事故のうち、平成24年6月5日付公表分及び平成24年6月12日付公表分において、電動車いす（ジョイスティック形）2件に関する事故について、経済産業省から以下のとおり情報提供がありました。

つきましては、関係機関と連携の上、事業者及び利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いいたします。

（平成24年6月5日付公表分）

- 事故発生日：平成24年5月16日
- 事故報告日：平成24年6月1日
- 製品名：電動車いす（ジョイスティック形）
- 被害状況：死亡1名
- 事故内容：当該製品が水田の未舗装路に停車していたため確認すると、使用者（70歳代）が水田に転落しており、病院に搬送後、死亡が確認された。現在、原因を調査中。
- 発生場所：静岡県

（平成24年6月12日付公表分）

- 事故発生日：平成24年3月27日
- 事故報告日：平成24年6月7日
- 製品名：電動車いす（ジョイスティック形）
- 被害状況：重傷1名
- 事故内容：当該製品に乗車しようとしたところ、転倒し、負傷した。
乗り降りは電源スイッチを切った状態で行うよう取扱説明書に注意表記してあるところ、電源スイッチを入れたまま乗車しようとした可能性を含め、現在、原因を調査中。
- 発生場所：長野県
- 備考：事業者が事故を認識したのは、5月30日
5月31日に消費安全法の重大事故等として公表済

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する

措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用等、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され、事故等の発生が防止されますよう御理解・御協力願います。

なお、連絡先について変更希望がございましたら、お手数ですが御連絡の程お願いいたします。

参考：経済産業省 製品安全ガイド

【平成24年6月5日付公表分】

http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou120605_1.pdf

【平成24年6月12日付公表分】

http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou120612_1.pdf

また、これまでに消費者庁及び製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する製品事故が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公表されています。

関係団体や介護サービス事業者等に周知いただき、福祉用具の適切な使用と事故の防止にご活用下さい。

日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）

<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>

厚生労働省老健局振興課

福祉用具・住宅改修係

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111(内3985)

FAX：03-3503-7894
